比布町役場税務住民課 TEL0166-85-4803

令和８年度 町道民税のしおり

個人町（道）民税

個人町民税は所得割と均等割からなり、道民税と合わせて課税されます。

●町民税を納める方（納税義務者）

令和８年１月１日現在、比布町内に住所があり前年中に所得がある方は、均等割額と所得割額の合計額を納めていただきます。

●税 額 の 計 算＜均等割＋所得割＞

＜均等割＞ 町民税 **3,000 円** 道民税 **1,000 円**

＜所得割＞ 税率：**10%**（町民税 6%・道民税 4%）

図１ 所得割の計算の流れ

所得金額 － 所得控除額 ＝ 課税所得金額 × 税率 － 調整控除額 － 税額控除額 ＝ 所得割額

図２ 所得の種類と計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
営業等・農業・不動産などの所得		収入金額－必要経費
給与所得		表１の速算表で求めます
雑所得（①と②の合計）	① 公的年金	収入金額－公的年金等控除額
	② 上記以外	収入金額－必要経費
上記以外に利子、配当、譲渡、一時などの所得があります。		

●町民税が課税されない方

区分	所得の範囲	要件
①障害者、未成年、寡婦、ひとり親	合計所得金額	135 万円以下
②均等割がかからない方	合計所得金額	28 万円×（同一生計配偶者+扶養人数+本人）+10 万円+注17 万円
③所得割がかからない方	総所得金額等	35 万円×（同一生計配偶者+扶養人数+本人）+10 万円+注32 万円

注：扶養親族がいる場合のみ加算します。

※合計所得金額とは、給与所得、年金などの雑所得、事業所得や土地・建物や株式などの譲渡所得（特別控除前）などを合計した額です。
また、総所得金額等とは、合計所得金額に損失の繰越控除を摘要して計算した金額を言います。

※均等割・所得割の他に森林環境税（1,000 円）も賦課徴収されます。①に該当する方、扶養親族等のいない方で前年の合計所得金額が 38 万円以下の方、扶養親族等のある方で【本人＋扶養親族＋控除対象配偶者の合計数】×28 万円＋26 万 8 千円≧前年の合計所得金額の方は非課税です。

表１ 給与所得の速算表

給与の収入金額の合計額Ⓐ から	まで	給与所得の金額
650,999 円まで		0 円
651,000 円	1,899,999 円	Ⓐ － 650,000 円
1,900,000 円	3,599,999 円	Ⓐ ÷ 4 ＝ Ⓑ　Ⓑ×2.8－ 80,000 円
3,600,000 円	6,599,999 円	Ⓑ×3.2－440,000 円
6,600,000 円	8,499,999 円	Ⓐ ×0.9－1,100,000 円
8,500,000 円以上		Ⓐ － 1,950,000 円

表２ 公的年金等に係る雑所得の速算表

（年金所得以外が 1,000 万円以下の場合）

公的年金等の収入金額Ⓐ から	まで	雑所得の金額
64 歳 以 下		
1,299,999 円まで		Ⓐ－60 万円
1,300,000 円	4,099,999 円	Ⓐ×0.75－27.5 万円
4,100,000 円	7,699,999 円	Ⓐ×0.85－68.5 万円
7,700,000 円	9,999,999 円	Ⓐ×0.95－145.5 万円
10,000,000 円以上		Ⓐ－195.5 万円
65 歳 以 上		
3,299,999 円まで		Ⓐ－110 万円
3,000,000 円	4,099,999 円	Ⓐ×0.75－27.5 万円
4,100,000 円	7,699,999 円	Ⓐ×0.85－68.5 万円
7,700,000 円	9,999,999 円	Ⓐ×0.95－145.5 万円
10,000,000 円以上		Ⓐ－195.5 万円

●所得金額調整控除

①給与の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合、下記計算により算出した金額を給与所得金額から控除します。なお、給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円を上限とします。

（1）納税者本人が特別障害者に該当する場合

（2）年齢22歳以下の扶養親族を有する場合

（3）特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合　所得金額調整控除＝（給与等の収入金額－850 万円）×0.1

②給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計額が 10 万円を超える場合は、下記計算により算出した金額を給与所得から控除します。

なお、給与所得及び公的年金等雑所得がそれぞれ 10 万円を超える場合は 10 万円を上限とします。所得金額調整控除＝（給与所得+公的年金等雑所得）－10 万円

表３ 配偶者控除・配偶者特別控除の早見表

区分		納税者本人の合計所得金額		
配偶者の所得		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者控除	58 万以下	33 万円	22 万円	11 万円
	老人控除対象者	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者特別控除	58 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

表４ 特定親族特別控除の早見表

被扶養者の所得金額	控除額
58 万円超 85 万円以下	45 万円
85 万円超 90 万円以下	
90 万円超 95 万円以下	
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円
115 万円超 120 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

（年齢は令和８年１月１日現在・制度の詳細は町ホームページをご確認ください ）

表 4 各種所得控除表

納税者本人の合計所得金額				
	2,400 万円以下	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下	2,500 万円超
基礎控除額	430,000 円	290,000 円	150,000 円	適用なし

控除種別		控除額
障害者控除	(普通)	260,000 円
	(特別)	300,000 円
	(同居特別)	530,000 円
寡婦控除(合計所得金額 500 万円以下)		260,000 円
ひとり親控除(合計所得金額 500 万円以下)		300,000 円
扶養控除	(一般)	330,000 円
	(特定)	450,000 円
	(老人)	380,000 円
	(同居老人親族)	450,000 円

控除種別	控除額
勤労学生控除	260,000 円
社会保険料控除	支払った社会保険料の全額
小規模企業共済	支払った小規模企業共済掛金全額
医療費控除	(支払った医療費－保険受取り額)－(10 万円か、所得の 5%の少ない額) 最高 200 万円まで控除
セルフメディケーション税制	(対象医薬品購入の実質負担額－保険受取り額) －12,000 円 最高 88,000 円まで控除
雑損控除	(損害額－保険受取り額)－所得の 10%か、(災害関連支出額－保険受取額)－5 万円のうち多い額

生命保険料控除　控除額は一般生命、個人年金、介護医療のそれぞれの保険料を下表により計算した合計額(限度額 70,000 円)になります。また、新・旧の契約がある一般生命保険料(個人年金保険料)で双方の控除を受ける場合は、それぞれを下表により計算した合計額(限度額 28,000 円)になります。

※H24年1月以降契約したもの 新契約	支払保険料	控除額
	12,000 円以下	全額
	12,000 円超 32,000 円以下	支払額の 1/2+6,000 円
	32,000 円超 56,000 円以下	支払額の 1/4+14,000 円
	56,000 円超	28,000 円

旧契約	支払保険料	控除額
	15,000 円以下	全額
	15,000 円超 40,000 円以下	支払額の 1/2+7,500 円
	40,000 円超 70,000 円以下	支払額の 1/4+17,500 円
	70,000 円超	35,000 円

地震保険料控除　旧長期契約は平成 18 年 12 月末までに締結され、保険期間が 10 年以上で満期返戻金がある長期損害保険料

地震保険	支払保険料	控除額
	50,000 円以下	支払額の 1/2
	50,000 円超	25,000 円

旧長期契約	支払保険料	控除額
	5,000 円以下	全額
	5,000 円超 15,000 円以下	支払額の 1/2+2,500 円
	15,000 円超	10,000 円

表 5 調整控除額の求め方(合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は、適用外となります。)

課税所得金額が 200 万円以下	課税所得金額が 200 万円超
ア、イのいずれか少ない額の 5%を控除 ア. 人的控除額の差の合計額　　イ. 課税所得金額	人的控除額の差の合計額－(課税所得金額－200 万円)の 5%を控除 ※2,500 円未満の場合は、2,500 円を控除

表 6 人的控除額

控除種別	控除額		
基礎控除	合計所得金額が 2,500 万円以下は一律 5 万円となります。		
納税者本人の合計所得金額	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者控除 (一般)	5 万円	4 万円	2 万円
配偶者控除 (老人)	10 万円	6 万円	3 万円
配偶者特別控除			
配偶者の合計所得金額 48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
配偶者の合計所得金額 50 万円超 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円

控除種別		控除額
扶養控除	一般	5 万円
	特定	18 万円
	老人	10 万円
	同居老親等	13 万円
寡婦控除		1 万円

控除種別		控除額
障害者控除	普通	1 万円
	特別	10 万円
	同居特別	22 万円
勤労学生控除		1 万円
ひとり親控除	母	5 万円
	父	1 万円

◆税額控除について　住民税から直接差し引かれる控除です。税額控除には次の控除などがあります。

① 配当控除…配当所得がある場合に、住民税の所得割額から一定の額を控除します。
② 外国税額控除…外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の額を控除します。
③ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除・町ホームページもあわせてご確認ください)

対象者	平成 21 年から令和 7 年 12 月までに入居し、前年分の所得税の住宅ローン控除を受けた方で、控除しきれなかった額がある方 ※確定申告書や事業所からの給与支払報告書に必要事項(住宅借入金等特別控除可能額や居住開始年月日等)の記載が必要です。 ※住民税の課税が均等割のみの場合、控除の適用はありません。
控除額	ア、イのいずれか低い額を住民税の所得割額から控除します ア. 所得税における住宅ローン控除可能額－住宅ローン控除適用前の所得税額　　イ. 所得税の課税総所得金額等の 5%で 97,500 円を限度(☆7%で 136,500 円を限度) ☆居住年が平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までで、特定取得または特別特定取得に該当する場合 (居住年が令和 4 年 12 月までで、特別特定取得かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合も対象)

④ 寄附金控除…ふるさと納税などの法令により指定された団体に寄附すると、住民税の所得割額から一定の額を控除できます。

対象となる寄附金	1 都道府県、市区町村に対する寄附金『ふるさと納税(特例控除対象分)』 2 社会福祉法に規定した共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金、市区町村に対する寄付金(特例控除外) 3 都道府県・市区町村が条例で指定した団体等に対する寄附金※社会福祉法人「比布町社会福祉協議会」「大悲会」 NPO 法人「のどか」「フレンズ」
寄附金の額	2 千円を超える金額で、総所得等の 30%か寄附金額のいずれか低い方
控除額	〔寄附金－2 千円〕×10%(町 6%、道 4%)を住民税の所得割額から税額控除
特例控除額	『ふるさと納税(特例控除対象分)』は、上記の控除額に次の計算式の金額が特例控除額として加算されます。但し住民税の所得割額の 20%までを限度とします。 〔寄附金－2 千円〕×〔90%－(寄付者の所得税の※限界税率)×※1.021〕 ※限界税率とは、複数の税率を適用して所得税を計算する場合の最も高い税率のことです。 ※復興特別所得税の創設に伴い、所得税の限界税率に 1.021 を乗じる加算措置が講じられます。 ※ワンストップ特例制度については、各自治体にお問い合わせください。